

京都市告示第689号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

臨時休所する日

令和6年 5月7日(火)
6月4日(火)、5日(水)
8月16日(金)
9月3日(火)、10日(火)
10月31日(木)
12月26日(木)、27日(金)
令和7年 3月3日(月)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)